

## ○宮古島市吉野海岸利便施設条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 167 号

### (設置)

第 1 条 観光の振興及び発展並びに地域活性化に資するため、宮古島市吉野海岸利便施設(以下「利便施設」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第 2 条 この利便施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉野海岸利便施設
- (2) 位置 宮古島市城辺字保良 1422 番地~~95~~

### (施設)

第 3 条 利便施設は、トイレ、シャワー及び駐車場とする。

### (指定管理者による管理)

第 4 条 当該利便施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

### (管理業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) その他施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

### (指定管理者の指定)

第 6 条 市長は、当該施設の管理を行わせるため、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものを指定する。

- (1) その事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (2) その事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に添った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
  - (4) 宮古島市内に主たる事務所を有する法人又はその他の団体であること。
- 2 前項による指定は、当該施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認め

る書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定するときは、その旨を告示しなければならない。

(協定書の締結)

第7条 被指定団体は、施設の管理に関して協定書を締結しなければならない。

(事業報告)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務又はそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(供用時間及び休止)

第10条 利便施設の供用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 指定管理者は、利便施設の管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 指定管理者は、供用時間の変更及び休止をする場合においては、当該施設の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(利用料金)

第11条 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が、特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

- (1) 市内の小学生、中学生若しくは幼稚園の児童生徒若しくは園児が、授業又は保育上の目的のため教職員等に引率されて利用するとき。
- (2) 市が主催して行う事業の一環として利用するとき。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体が公用若しくは公共用又は公益上の目的のため利用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による減免を受けようとするものは、指定管理者に利用料金減免申請書を提出しなければならない。

(利用の制限)

第 14 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他町の事業執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為があったとき。

(施設等の変更禁止)

第 15 条 指定管理者は、施設内における建築物の建築その他工作物の建築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である施設の建築について、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 指定管理者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第 17 条 施設内における盗難、損傷、自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害、その他自然災害等の不可抗力によって生じた損害については、市は、賠償を負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 施設その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長に報告するとともに速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第 18 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消しの告示)

第 19 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉野海岸利便施設設置及び管理に関する条例(平成 17 年城辺町条例第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす

別表(第 11 条関係)

名 称	利用時間及び利用料金
吉野海岸利便施設	午前 8 時から午後 7 時まで
	1 回につき 1,000 円

## ○宮古島市吉野海岸利便施設条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 141 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮古島市吉野海岸利便施設条例(平成 17 年宮古島市条例第 167 号。以下「条例」という。)第 20 条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する申請は、吉野海岸利便施設指定管理者指定申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 6 条第 3 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(法人以外の団体にあつては、事業実績報告書及び決算書等)
- (4) 市税納税証明書
- (5) 納税証明書(消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明)
- (6) 労働保険料納付済証明書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第 3 条 条例第 6 条第 4 項に規定する告示は、吉野海岸利便施設指定管理者指定告示(様式第 2 号)によるものとする。

(指定管理者の通知)

第 4 条 市長は、前条の告示をしたときは、指定管理者に指定するものに対し、吉野海岸利便施設指定管理者指定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(協定書)

第 5 条 条例第 7 条の規定による協定書で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 利用に係る供用時間に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 事業実績報告書に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (7) 施設の管理上、自治体に生じた損害賠償に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(9) その他市長が必要と認める事項

(事業報告)

第6条 条例第8条第1項に規定する事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用料金の収入の実績
- (3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の取消し等通知)

第7条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の取消しを命ずるときは、吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し等通知書(様式第4号)により、指定管理者に通知しなければならない。

(供用時間及び休止)

第8条 条例第10条の規定に係る供用時間及び休止をしようとした場合は、速やかに吉野海岸利便施設供用時間変更申請書(様式第5号)を、休止しようとする場合は吉野海岸利便施設休止申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の納付)

第9条 吉野海岸利便施設を利用しようとする者は、入場のときに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金)

第10条 条例第11条第1項の規定により利便施設の利用料金の額を定めようとするときは、吉野海岸利便施設利用料金承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第11条 条例第12条の規定により利便施設の利用料金の返還を求めるときは、吉野海岸利便施設利用料金返還申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第13条第1項の規定によって利用料金を減額し、又は免除する額は次のとおりとする。

- (1) 条例第13条第1号から第3号までに該当する場合 利用料金の全額
  - (2) 条例第13条第4号に該当する場合 その都度指定管理者が定める額
- 2 条例第13条第2項に規定する減免申請は、吉野海岸利便施設利用料金減免申請書(様式第9号)によるものとする。

(施設設置の許可申請)

第13条 条例第15条の規定により施設の設置の許可を受けようとするものは、吉野海岸利便施設設置許可申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(施設汚損等報告)

第 14 条 条例第 17 条第 2 項の規定による施設の汚損等があった場合は、吉野海岸利便施設汚損等報告書(様式第 11 号)により、市長に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の取消しの告示)

第 15 条 条例第 19 条に規定する告示は、吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し告示(様式第 12 号)によるものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の吉野海岸利便施設設置及び管理に関する条例施行規則(平成 17 年城辺町規則第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

申請年月日 年 月 日

吉野海岸利便施設指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話

吉野海岸利便施設の管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 その他関係書類
  - (1) 事業計画書及び収支予算書
  - (2) 定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
  - (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(法人以外の団体にあつては、事業実績報告書及び決算書等)
  - (4) 市税納税証明書
  - (5) 納税証明書(消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明)
  - (6) 労働保険料納付済証明書
  - (7) その他市長が特に必要と認める書類